

佐賀県告示第二百七十九号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条に規定する地方卸売市場の開設者及び同法第五十八条第一項に規定する卸売業者の名称等が次のとおり変更された。

平成二十四年十月二十三日

佐賀県知事 古川 康

旧	新	
地方卸売市場 佐賀県玄海漁 業協同組合連 合会	地方卸売市場 佐賀玄海漁業 協同組合	名 地方卸売市場
唐津市海岸通 七七八二番地 二一七 唐津市海岸通 七七八二番地 二六六	唐津市海岸通 七七八二番地 唐津市海岸通 七七八二番地 二六六	所 卸売市場の住
佐賀県玄海 漁業協同組 合連合会	佐賀玄海漁 業協同組合	開設者名
佐賀県玄海 漁業協同組 合連合会	佐賀玄海漁 業協同組合	卸売業者名
唐津市海岸 通七七八二 番地二一七	唐津市海岸 通七七八二 番地二二三	卸売業者の 住所
・一	平成二四・八	変更年月日